

別紙

被告国の主張一覧表に対する反論

番号は、訴状別紙の通し番号である。ここでは、被告国は単に「被告」といい、被告が主張する「中学校段階における合理的一般人」を単に「生徒」という。また、原告以外の各社の申請図書に言及するのに「〇×社の申請図書」と言わずに単に「〇×社」ということにする。

31 検定意見は、本件申請図書の表紙の裏（見開き頁）の表と2頁に亘る写真の表題「日本の世界遺産」が（乙A27の31の1、甲1の見開き頁）、世界遺産には文化遺産と自然遺産とがあるのに自然遺産についてまったく触れていないので、生徒が誤解するおそれのある表現であるという。

原告は訴状で、山川出版社の教科書に「従軍慰安婦」の記述が復活したことに関連して、これを認めておきながら、本件申請図書の世界遺産に自然遺産について触れないからと言って検定意見を付けたこととは、ダブルスタンダード検定（ダブスタ検定）であると主張した。

それに対して被告は、上記「従軍慰安婦」と「世界遺産」とは全く別問題であり、関連性がないから比較すること自体失当であるというが、下記のとおり、これは別の問題ではない。

原告は、本件申請図書が歴史の教科書であることを踏まえ、「世界遺産」という言葉を、文化遺産を内容的に指示する文脈で用いた。これに対し検定意見は世界遺産の中に自然遺産も存在するのに、これを無視しているから生徒が誤解するというのである。

他方、山川出版社は、慰安婦の供給源が日本とアジア諸国でほぼ同数であるにもかかわらず、慰安婦についての定義的な説明においてアジア諸国からの女性のみ言及した。これは明らかに慰安婦の半数を占める日本人女性を無視した記述であり、「慰安婦」について明らかな誤解を与えるものである。

この関係を図示すると次のようになる（世界遺産については実数を、慰安婦については比率を示す）。

| | | | |
|--------------|--------------|--------------|----------|
| 世界遺産 20ヶ所 | 文化遺産 16ヶ所 | 自然遺産 4ヶ所 | 自由社 × |
| 慰安婦 1 | 日本 0.5 | アジア諸国 0.5 | |

本件申請図書の記述について指摘した文科省の論理に従うならば、山川の慰安婦記述

についてこそ、その欠陥を指摘しなければならないはずなのに、実際にはこれを一切不問にしている。本件申請図書の場合には、自然遺産は理科の分野であるから省略するという一定の合理的理由があるが、慰安婦がアジア諸国の女性のみからなるという誤解は慰安婦概念の理解にとって致命的である。

以上の通り、世界遺産について検定意見を付した論理は、山川の慰安婦記述においてこそ厳しく指摘されるべきであるにもかかわらず、前者には検定意見を付し、後者には付していない。このように両者は別のことではなく、全く同じ論理構造の問題であり、被告の反論は、反論できないがゆえにこの事実から目を背けて、論点を回避しているにすぎない。

以上の通り、これは著しいダブスタ検定であるから、明らかに違法な検定である。甲3の66頁参照。

32 被告は、本件申請図書「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国を目指して成功しました」の記述(乙A27の32の1、甲1の3頁)について、生徒は黒船来航から現在まで150年であると誤解するおそれがあるという(実際は今日まで約170年経過している)。

しかし、「この150年間」は現在から150年と読むべきであり、被告の主張は誤りである。もし黒船来航時からを意味するなら、「この150年」ではなく、「それから150年」と書く。これは単純な日本語の問題にすぎない。

被告の主張は成り立たない。この検定は違法である。

33 被告は、本件申請図書「登場人物紹介コーナー」という年表中の、「仁徳天皇」「世界一の古墳に祀られている」の記述（乙A27の33の1、甲1の19頁）中、「祀られている」は「葬られている」と記述すべきであるという。

被告は、『日本書紀』仁徳天皇八十七年十月己丑条に「(仁徳天皇を)百舌鳥野(もずの)陵(みささぎ)に葬りまつる」とされている」として、「葬る」と表現することを歴史学上正確と主張しているが、ここに「葬る」と「まつる」の両方が書かれているではないか。

そのうち、「葬る」については考古学上疑念が出されているが、「まつる」(祀る)のほうは宮内庁が実際に行っていることであるので(甲1の13頁)、学問的に慎重を期して「祀る」と表記したものである。この記述に何ら問題はない。

原告の、仁徳天皇陵の被葬者について議論の余地が残されているから「葬られている」と記載すればかえって誤解するとの主張に対して、被告は、「本件検定手続時において原告は当該主張・立証を行っていない上・・・原告の主張は当を得ない」というが、原告は、上記のとおり、調査官との面接でこの主張をしているのであるからこの趣旨が理解できない。この趣旨を明確にされたい。 —

求釈明1

被告は、「遺体・遺骨を古墳や墓所におさめる事実を「祀る」という文言で表現する当該記述は・・・「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」であることに変わりがない」というが、争う。

「祀る」は、被告提出の乙A28の33の3でも、①供物・奏楽などをして神霊を慰め、祈願する。②神としてあがめ、一定の場所に鎮め奉る。奉祀する。③祈祷する。などの意味があり、生徒が、仁徳天皇陵について、仁徳天皇を「神としてあがめ、一定の場所に鎮め奉る」御陵であると認識することは誤解ではなく正解ではないか。甲2の182頁参照。この検定は違法である。

34 被告は、本件申請図書「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な方の墓である」との記述が、ヘロドトスの『歴史』からの直接の引用であると誤解される恐れがあると主張する。

しかし、そもそも日本文において「」には、①直接引用と②要約引用の二つの使い方があり、これは広く日本文において行われているものであるが、文科省は本件検定において①の用法しか認めない立場をとっているかのようである。しかし②の用法を認めなければ新聞記者は記事を書くことができないし、学術論文の特殊なケースでは①のルールに厳密に従うことが求められる場合があるかもしれないが、そのルールを教科書に適用するのは不適切である。もし、文科省が、①の用法しか認めないとするならば、次の事例は明らかにルールに違反している。

東京書籍には島崎藤村の小説『破戒』から「差別されないために、自分が被差別部落出身であることを他人に明かすな」と書かれている（乙A27の22の2）。これは『破戒』原文の要約引用であるが、正確な引用ではない。そもそも「被差別部落」という言葉は当時使われていなかった。『破戒』には次のように書かれている（甲第10号証9頁）。

父はまた ^{つけた}添付して、世に出て身を立てる穢多の子の秘訣—唯一つの ^{のぞみ}希望、唯一つの ^{てだて}方法、それは身の素性を隠すより外に無い、『たとへいかなる目を見ようと、いかなる ^{めぐりあ}人に邂逅はうと決して其とは ^{うちあ}自白けるな、一旦の ^{いかりかなしみ}憤怒 ^{このいましめ}悲哀に是 ^{よのなか}戒を忘れたら、其時こそ ^{よのなか}社会から捨てられたものと思へ』斯う父は教へたのである。

ところがこれについては何ら検定意見が付されていない。

これは明白なダブスタ検定であり、従ってこの検定は違法である。甲2の72頁参照。

35 被告は、本件申請図書、「中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます」記述（乙A27の35の1、甲1の25頁）は、通説的な考え方ではないのに、この記述では通説的見解であると、生徒が誤解する可能性があるという。

しかし、本件申請図書では、それが通説的考え方であるはとも述べていない。それどころか、「といわれます」という屈折した表現を用いることによって、これが通説であるとは限らず一つの考え方であることを明示しているのである。

文科省は、次の番号36で述べるように、本件申請図書において「「祖国のために」という意識をもって戦いました」という記述（乙A27の36の1、甲1の27頁）を「断定的である」として検定意見を付け、これに対して原告側が翌年の再申請検定において「「祖国のために」という意識をもって戦ったといわれています」と修正したところ、それを合格させた（甲4の27頁）。ここでは、「といわれています」という定型的な表現が、通説ではなく一つの考え方であるという原則を文科省は認めている。従ってこのケースでも「いわれます」という表現になっているのだから、文科省の原則に照らして、生徒が誤解する余地はないのである。

故に、被告の主張には根拠がなく、検定は違法である。甲2の156頁参照。

36 被告は、本件申請図書、「ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。・・・第3は「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけではなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました」との記述（乙A27の36の1、甲1の27頁）が、断定的であり、生徒が歴史学において定着している通説的考え方であると認識するという。

しかし、この箇所はローマ史それ自体を専門的に学ぶことを目的としているのではなく、後世に受け継がれたものという観点から本村凌二教授の説に基づいて記述したものであり、以上のような学習目的の文脈に照らして間違いとすべきではない。

したがって、この検定は違法である。甲2の146頁参照。

37 被告は、本件申請図書、「魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30 ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。」の記述について（乙A27の37の1、甲1の35頁）、これは、魏志倭人伝の引用ではなく要約であるのに、生徒は引用であると誤解するおそれがあるという。

「 」の用法についての一般的な議論は上記番号34で述べた。ここでもこの趣旨が当てはまり、ダブスタ検定であり、違法である。甲2の88頁参照。

なお、被告は、前回の検定では意見を付さなかったとの原告の反論に対して答えないが、検定は検定時の基準で判断されるということなのであれば、過去の検定の時点では上記記述について、生徒が誤解するおそれはなかったのか、釈明を求める。

－ 求釈明2

38 本件申請図書の番号37と同じ頁である。被告は、本件申請図書の「盗みがなく、争いの少ない社会」との記述（乙A27の38の1、甲1の35頁）は、同じ個所の魏志倭人伝の要約の中の「国内は乱れて、攻め合いが何度も続いた」との記述や、前頁（甲1の34頁）の「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、水田の用水や集荷供物をめぐる争いもおこるようになりました」との記述と矛盾しており、生徒に混乱をもたらし、理解し難い表現であるという。

しかし、この双方の系列の記述は、何ら矛盾するものではない。人間がつくる社会においては、メンバーの間に「争いごとが少ない」ということと、その集団同士が争い合うこととは矛盾するものではない。現実には魏志倭人伝には両方の記述が含まれているのである。

被告は「争い」という文言の内容に、「武力による紛争」も含まれることを根拠にして、二系列双方の記述に矛盾を見ようとしている。しかし、争いごとが少ないのは、共同体内部の構成員の社会的関係について着目した記述であり、他方、武力による争いは国家が統合される過程での、社会集団の間に生じる関係に着目した記述であるので、両者は決して矛盾しない。両者は観察対象のレベルを異にしているのである。被告はこうした社会現象についての基本的な理解を欠いて論評しており、その指摘は甚だ非常識である。

この検定は原告に対する不公平な検定であり、違法である。甲2の68頁参照。

39 被告は、本件申請図書、「溜池を掘り灌漑施設を作るときに掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりに関係しています」という記述（乙A27の39の1、甲1の37頁）によって、古墳一般について、そのサイズの大小は、灌漑の規模、すなわち、農地の広がりに関係するものと誤って理解するおそれがあると主張する。

しかし、本件申請図書は、古墳一般の築造方法が時期や立地にかかわらず同一であると述べているわけではなく、最盛期の古墳に大まかにあてはまる古墳のサイズと耕地の広がりとの関係に着目するよう誘導しているにすぎない。

そもそもこのように二つの事象についての大まかな関連について言及することを否定するならば、社会現象についての初歩的な学習は成り立たない。ざっくりした関連をつかむことがものごとの理解の第一歩として有益なのである。

個々の事例に例外があるのは社会現象であるから当然である。生徒が社会現象についての言明を物理法則のように誤解しないよう指導すべきである。ところが、文科省自体が社会現象を物理法則のように見なして例外をあげつらっているのである。

上記のとおり、生徒は、すべての古墳が農地開発と関係があるなどとは理解しないから、本件検定は違法である。甲2の130頁参照。

40 被告は、「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした」との記述（乙A27の40の1、甲1の47頁）は、近年の学説状況を踏まえていないという。

ところが、文科省は、「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代中央集権国家の方向を示した指導者でした」（下線はいずれも原告による）については検定意見を付けずに合格させた（甲4の19頁、甲1の19頁も同じ）。

両者の違いは、「古代律令国家」が、「古代中央集権国家」に変わっただけである。

さて、教科書は学習指導要領を根拠に編集される。その学習指導要領にはどう書かれているか。中学校学習指導要領の歴史的分野の「3 内容の取扱い」の「(3)ア」には、「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きく捉えさせるようにすること」と書かれている（乙A29の2、55頁）。つまり、「律令国家の形成」については、①聖徳太子の政治②大化の改新③律令国家の確立の順序に学ばせることになっており、用語としては「中央集権国家」ではなく「律令国家」とするのが正しいのである。従って、本件申請図書は学習指導要領に則しており、反対に検定意見は学習指導要領に反している。もし、学習指導要領が学説上間違いであるならば、学習指導要領を書き直してから検定に臨むべきであろう。

故に被告の反論は誤りであり、検定意見は違法である。甲2の116頁、甲3の100頁参照。

なお、番号33で取り上げた年表中に「聖徳太子 日本の律令国家へ方向づけをした」との記述があることについて、被告は一切の言及がない。釈明を求める。

—求釈明3

41 本問は、訴状別紙第 12 問と同じであるので、被告の認否に対する原告の反論については、原告の第二準備書面別紙の番号 12 に譲る。

42 被告は、本件申請図書「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」との記述は（乙A27の42の1、甲1の79頁）、時宗が呼びかけたのは、九州在住御家人や九州に領地をもつ御家人のみを対象として「異国警固番役」に動員したものであり、無条件で日本の「全国の御家人」に呼びかけたわけではないので、生徒が誤解する表現である、と主張する。

しかし、第一に、本件申請図書の「全国の御家人に戦う準備をよびかけました」という記述は、一般的な「よびかけ」であって、「異国警固番役」への出仕を特定しているわけではなく、被告の指摘は当たらない。

第二に、仮に被告の主張のように、「異国警固番役」への出仕という限定的な意味でとらえた場合でも、現実に九州以外の全国各地の御家人がよびかけられており、本件申請図書の記述に何ら問題はない。

第三に、被告は東北に根拠地があった安東水軍までが派遣対象であることについて、「信頼できる同時代資料によって裏付けられるもの」ではないと主張するが、教科書の全ての文章に一次史料の根拠を求めるかのようなこの検定方針は異常である。この流儀で行けば、自由社のみならず、教科書に書かれている多くの命題は根拠を欠くものとなろう。このような点にも、何が何でも自由社を不合格にしたいという被告（教科書調査官）の執念が認められるのであり、この検定全体の違法性が如実に現れている。甲2の296頁参照。

以上の通り、被告の主張は妥当性を欠き、本件検定は違法である。

43 被告は、本件申請図書、「蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり、鮭・昆布・毛皮などをもたらしました」との記述（乙A27の43の1、甲1の87頁）について、「アイヌとよばれる人々」が主語となっているから、十三湊は、アイヌ人だけの交流であると誤解するという（「アイヌの人々以外の人々ではなく、アイヌと呼ばれる人々が十三湊を拠点に交易活動を行ったものと誤って理解するおそれがある」）が、上記記述からどうしてそんな誤解が生まれるのか理解できない。

第一に、上記記述は、本件申請図書の単元26「東アジアとの貿易と交流」と題する単元の中の、4つの学習事項の一つである。この単元のタイトルには主語はないが東アジアとの貿易と交流を行う主体は日本、または日本人であることは自明である。こうした文脈の中で文は読まれ解釈されていく。上記記述は、「蝦夷地との交流」という小見出しの下に置かれている。蝦夷地との交易という文型は「東アジアとの貿易と交流」という単元の文型と同等である。従って、蝦夷地（北海道）と交易するのは蝦夷地以外の人々であることも自明である。上記記述は、訴状で述べた通り、蝦夷地（北海道）と津軽（青森県）が対置されており、交易が両者間で行われたことは文脈上明らかである。

第三に、平成26年度の検定では、上記記述と同じ記述に検定意見が付されず合格している。教科書調査官は文脈に沿って正しく読んでいた証拠である。

文科省は、「蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まると、鮭・昆布・毛皮などをもたらしました」との記述なら問題ないようであるが（甲4の87頁）、「交易が始まり」を「始まると」に変えただけで、生徒が誤解しなくなるのであろうか。したがって、本件検定は違法である。

44 被告は、本件申請図書、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったと言われているわ」との記述（乙A27の44の1、甲1の115頁）は、歴史学において定着している通説的考え方ではないという。

しかし、第一に、原告は訴状において学術的な根拠を示して当該記述が誤りでないことを証明した。それに対して被告は学術研究が行われていないと回答を回避しているが、学術的挙証については、学術的に反論すべきである。問題は、ここの記述が学説に世界最大規模の戦争であったとの記述があるかないかではなく、客観的事実であったかどうかである。

第二に、被告は当該記述が「通説であると誤解する恐れがある」と主張しているが、申請図書はこれが通説だとしているわけではない。その証拠にさくらの言葉は「…といわれているわ」という文末になっている。これは番号35で主張した通り、番号36で被告は「といわれている」という文末を付加することで、通説ではないことを暗示する表現を認めていた。従ってこのケースにおいても同じ論理が当てはまる。

やはりこれも違法検定である。

45 被告は、本件申請図書、「間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました」との記述（乙A27の45の1、甲1の156頁）は、松田伝次郎が間宮林蔵よりも二日早く、樺太が島であることを発見したのであるから誤りであるという。

訴状でも述べた通り、この事実に争いはない。しかしこれを教科書にどのように記載するかは別次元の問題である。しかし、松田は間宮林蔵とともに樺太を探検したのであり、いわば「間宮隊」が樺太を踏査したのである。事実、二人が合流した後訴状に述べた通り、間宮は黒竜江河口を確認し、樺太最北端まで踏査した。そして大陸との間の海峡が間宮海峡と名付けられたのである。その意味で、間宮林蔵が、樺太が島であることを世界で初めて発見したことの記述に何ら問題はない。

それとも、被告は松田伝十郎が「樺太が島であることを最初に発見した」と教科書に載せるべきであると主張するのであろうか。そのように考えるとすれば、南極大陸を発見したのはアムンゼンではなく、アムンゼン隊の〇〇であると書かなければならないし、法隆寺を建てたのは聖徳太子ではなく、大工の〇〇と書かなければならないのと同じ主張となる。これは教科書の記述として到底採用できない誤った方針であり、生徒を混乱させるにすぎない。もし、文科省がこのような主張を積極的にするものでないとするならば、被告の反論は為にする議論を言わざるを得ない。

令和2年度では「世界で初めて」という文言をはずして合格した（甲4の138頁）。これは不当な文部省の方針に従わざるを得なかったにすぎないが、しかしこの訂正後の記述でも、内容的に世界に最初であることは含意されているから、この本質には変わりはない。文科省の態度はまさにさまつな細部をあげつらう議論に過ぎない。

したがって、本件検定は違法である。

46 被告は、本件申請図書、「③錦の御旗」「かつて、承久の乱の白河上皇や建武の親政の後醍醐天皇がかかげました」との記述について（乙A 27の46の1、甲1の164頁）、後鳥羽上皇は錦の御旗を掲げたということが信頼性のある資料で確認できないという。

被告の主張は二重構造になっているので、論点を整理する。

第一に、原告は訴状において、被告の検定意見の理由が、①「承久の乱で後鳥羽上皇が（錦の御旗を・・・原告注記）かかげたとするのは断定的に過ぎる」（令和元年11月5日の検定意見交付段階、乙A 18の47枚目、番号253の個所）というものから、②「後鳥羽上皇が承久の乱においてこのようなデザインの旗を掲げたように誤解する恐れがある」（令和元年12月25日の反論認否書段階。下線は原告による）というものへと、驚いたことに検定意見の根拠が変化したのである。

これについて、原告は「指摘内容に変更はない」と強弁している。そして、被告は専ら①の論点に集中して反論する一方、②の論点も維持し続けている。これはおそらく、①の論点で敗北したときの安全策として、②の論点も維持しているものと考えられるが、このような論点ずらしは不当である。②の論点は本件訴訟の議論の対象ではない。もちろん、原告は申請図書の中で、後鳥羽上皇が明治維新で使われた錦の御旗の写真と同じデザインの錦の御旗をかかげたなどと記述したことはない。

第二に、改めて①の論点について、被告の主張に反論する。被告は『承久記』は、ア）軍記物と呼ばれる文学作品であること、イ）被告が言及した3つの写本のなかの1つに後鳥羽上皇が軍勢を指揮する十人に「御旗」を与えたとする記述があることを認めつつ、他の2つの写本にその記述が見当たらないこと、から「客観的事実に基づかない創作的描写である可能性がある」と主張する。

しかし、権威ある、信頼性の高い、専門家が執筆した『国史大辞典』に書かれている以上、その記述を根拠無きものとして従うべきではない、という被告の要求はあまりに理不尽である。準備書面の中で被告はしばしば、歴史辞典に依拠して議論を展開しており、その全ての内容に原告が同意している訳ではないものの、原告が教科書執筆の過程で『国史大辞典』を典拠にすることまで否定するのはあまりにご都合主義で恣意的な主張であると言わざるを得ない。

したがって、本件検定は違法である。

47 被告は、本件申請図書の「清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました」との記述（乙A27の47の1、甲1の199頁）中の、「無法」について、抽象的であり、生徒が理解し難いという。

被告は、「無法」とは「法にはずれ道理のないこと。乱暴なこと。」という意味であるとし、「地方軍閥が治安維持の役割を担った」との説明が文献にあることを根拠に、「清朝滅亡後の中国は軍閥の割拠する無法地帯と化しました」という本件申請図書の記述は「生徒にとって理解し難い表現である」と主張する。

しかし、この主張は成り立たない。被告は、「無法」の辞書的解釈を述べる、ここで検討すべき対象となる言葉は、「無法」ではなく、「無法地帯」である。「無法地帯」とは、「国の法律や行政の影響が及ばない場所もしくは治安の悪い地域」のことであり、「清朝滅亡後の中国」では「軍閥が割拠」して統一国家の体をなさず、中国全体を国として統括する法律や政府は存在しなかったのだから、まさに字義通りの「無法地帯」に他ならなかった。生徒は当然このように理解するのであり、「理解し難い表現」などはどこにもない。訴状でも述べたとおり、四川省内だけでも約500回の軍閥内戦があったというのだから、軍閥同士の争いを規制するいかなる法律も存在しなかったことは明白である。また、仮に、「地方軍閥が治安維持の役割を担った」としても、それは個々の軍閥の支配地域内の話であり、さらにその内部でも法を無視した行為は絶えなかったであろうことは容易に想像出来る。

故に被告の主張は成立せず、従って本件検定は違法である。

48 被告は、本件申請図書、「北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました」との記述（乙A27の48の1、甲1の288頁）中、共産党の謀略かどうかについて、そのような学説はあるが、通説的学説ではないので、本件申請図書のこの記述を読んだ生徒は、「北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員が」「南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました」と誤って理解するおそれがあるという。

しかし、被告は、原告が訴状で言及した中支被害者連合会『南京漢口事件真相 揚子江流域法人遭難実記』（1927年）の資料価値について、何も否定していない。訴状で述べたとおり、同資料には、「共産党の計画的暴挙」であったと書かれている。断定しているのは同時代資料である。

被告の提出した資料（乙A28の48の4）によっても、そこでは3つの説が並べられているなかで、最初の2説については明確に否定的な評価をしている一方、3番目の共産党謀略説については回りくどい疑念を表明しているだけであり、この学説整理からみても、共産党謀略説は最も蓋然性の高い説なのである。それを定説がないとして切り捨てることは妥当ではない。

本件該当箇所を含むコラムの前段部分に書かれているように、コミンテルンは下部組織である中国共産党に対する秘密指令で、「各国と大衆とを武力衝突させなければならぬ」と指示し、「たとえ、略奪や多数の惨殺をもたらすものであってもかまわない」としていたのである。1927年の南京事件ではまさにこの指示通りのことが起こったのであり、共産党謀略説は前後の事情に符合し、これを記述することは誤りではない。

そもそも、文科省は一般的には、通説でない説でも教科書に記述することを認めており、中国共産党の歴史的責任を問われる場面の記述では決まって「通説」を持ち出して難クセを付けるのを常としている。この検定姿勢は政治的に極めて偏向したものと言わざるを得ない。

以上のとおり、被告の主張には妥当性がないから、本件検定は違法である。

49 被告は、本件申請図書、「西暦の 1945 年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。」との記述（乙 A 27 の 49 の 1、甲 1 の 249 頁）について、インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由には様々な学説が主張されており、定着した通説的な考え方はないという。

被告は、インドネシアの独立記念日を日本の皇紀で表示した理由について、「様々な学説」が主張されているとして、証拠資料（乙 A 28 の 49 の 1 および 2）を提出している。しかし、その資料は、何らかの「学説」を主張しているというものではなく、執筆者のバイアスのかかった感想を述べているに過ぎない。すなわち、前記資料（乙 A 28 の 49 の 2）の著者・中牧弘允は「西暦でもヒジュラ暦でもなく、なぜ皇紀で日付が記されたのか」と問題を立てながら、イスラム暦も西暦も採用せず日本の皇紀を採用したことを消去法でそうだったとし、「日本軍政下の紀年法がさほど意識されずに『慣習的』に採用されたのではないだろうか」（P17）と感想を述べている。

しかし、この感想には何らかの裏付けとなる資料があるわけではない。「ないだろうか」という推量表現にとどまっているのはそのためである。これは、日本のインドネシア統治をなるべく否定的に見ようとする強いバイアスのかかった態度の所産であり、ほとんどこじつけに近い。常識で考えれば、独立宣言文は独立運動家にとっては人生をかけた言わば神聖な文書であり、その日付に日本の皇紀を選択したことは重い意味を持つ。

インドネシア独立について我が国が果たした役割については広く知られており（甲第 11 号証）、そこに日本に対する敬意が存在するとみることは、特別の学説によるまでもなく妥当な判断である。インドネシアの独立運動家の日本に対する敬意は、訴状に述べたように、その後のインドネシアの国家指導者の言動や日本との交流の実績とも整合し、一貫しているのである。独立宣言に皇紀が使われて理由について生徒が知ることの意義は大きい。

文科省は上記記述に何とか検定意見を付けようとしたもので違法である。

50 被告は、原告が訴状で提起した論点、即ち、①共産党以外にお飾りの政党（というより政治勢力）が存在していたが、それは共産党の行動を何ら制約するものではなく、その後反革命派として肅清されたこと、②ロシア革命でも最初は共産党以外に左翼社会革命党という政党が政権に参加していたが、これをもってロシア革命によって成立した政権を「連立政権」とは言わないこと、③仮に「連立政権」と言ってみたとところで、それが「共産党政権」であるという本質的な性格付けと矛盾するものではなく、それを排除するものでもないこと、について、何一つ反論出来ないままに、中華人民共和国は「連立政権」であったから「共産党政権」と書くと「単独政権」とであると誤解する、という一点張りで自己の主張を繰り返しているにすぎない。反論出来ない点で、被告の主張はすでに崩壊している。

さらに付け加えれば、④教科書では些末な知識を教えるのではなく、最も基本的な知識を教えるべきであるという原則に照らして、被告の主張が失当である。ロシア革命の例にも見られるように、共産党主導下における「連立政権」のことを教えるとすれば、共産党政権がしばしばその独裁政治を覆い隠す隠れ蓑として、他の政党を形式的に認めるということがあるのを教えることになるが、それはもっと専門的な探究の段階で取り上げるべきテーマであり、中学校段階の教科書に是非とも書かなければならないことではない。そもそも、共産党が認める限りにおいて存在を許される「政党」が独立の政治勢力であるはずもなく、もし仮に、年表に「連立政権」と書けば、それこそ生徒は中華人民共和国の実態を誤解することは間違いない。ちなみに、高校段階の教科書も調査したが、「連立政権」と書いたものは一冊もなかった。このような教科書記述としての適切性という観点から見ても被告の主張は誤りである。甲2の281頁参照。

本件検定は違法である